

名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（尾張旭市決定）

都市計画三郷駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		三郷駅前地区第一種市街地再開発事業				
面 積		約1.1ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹線街路	3・5・5 4 1 三郷駅前線	12.5~15 (15) m	約80m	・都市計画道路 ・地区内に駅前広場 (面積約2,500㎡)を 整備する。
		その他	区7-1号	5 (7.5) m	約20m	
			特10-1号	10m	約35m	
	公園及び緑地	種別	名称	面積	備考	
		—	—	—	—	
	下 水 道	公共下水道区域内				
その他の公共施設	—					
建築物の整備に関する計画	建 築 物		建築物 の 建蔽率	建築物 の 容積率	主要用途	備 考
	建築面積	延べ面積	約8/10	約40/10	住宅、商 業施設、 公共施 設、駐車 場 など	高度利用地区の制限内容
	約4,800㎡ から 約5,500㎡	約30,000㎡ から 約33,000㎡ (約23,900㎡ から 約25,500㎡)				容積率の最高限度 40/10
						容積率の最低限度 10/10
						建蔽率の最高限度 8/10
		建築面積の最低限度 200㎡				
建築敷地の整備 に関する計画	建築敷地面積		整備計画			
	約6,300㎡ から 約7,300㎡		建築物の周辺の空地は、地区内の快適性・安全性を確保するための公共的空地として整備する。			
住宅建設の目標	戸 数		備 考			
	—		—			

※1「公共施設の配置及び規模」欄のうち、幅員の（ ）内は、施行区域内外にわたる道路の全幅員を示す。

※2「建築物の整備に関する計画」欄のうち、延べ面積の（ ）内は、建築基準法第52条の規定による容積率制限に関して建築基準法施行令第2条第1項第4号ただし書き及び同条第3項の規定に基づき算出される延べ面積

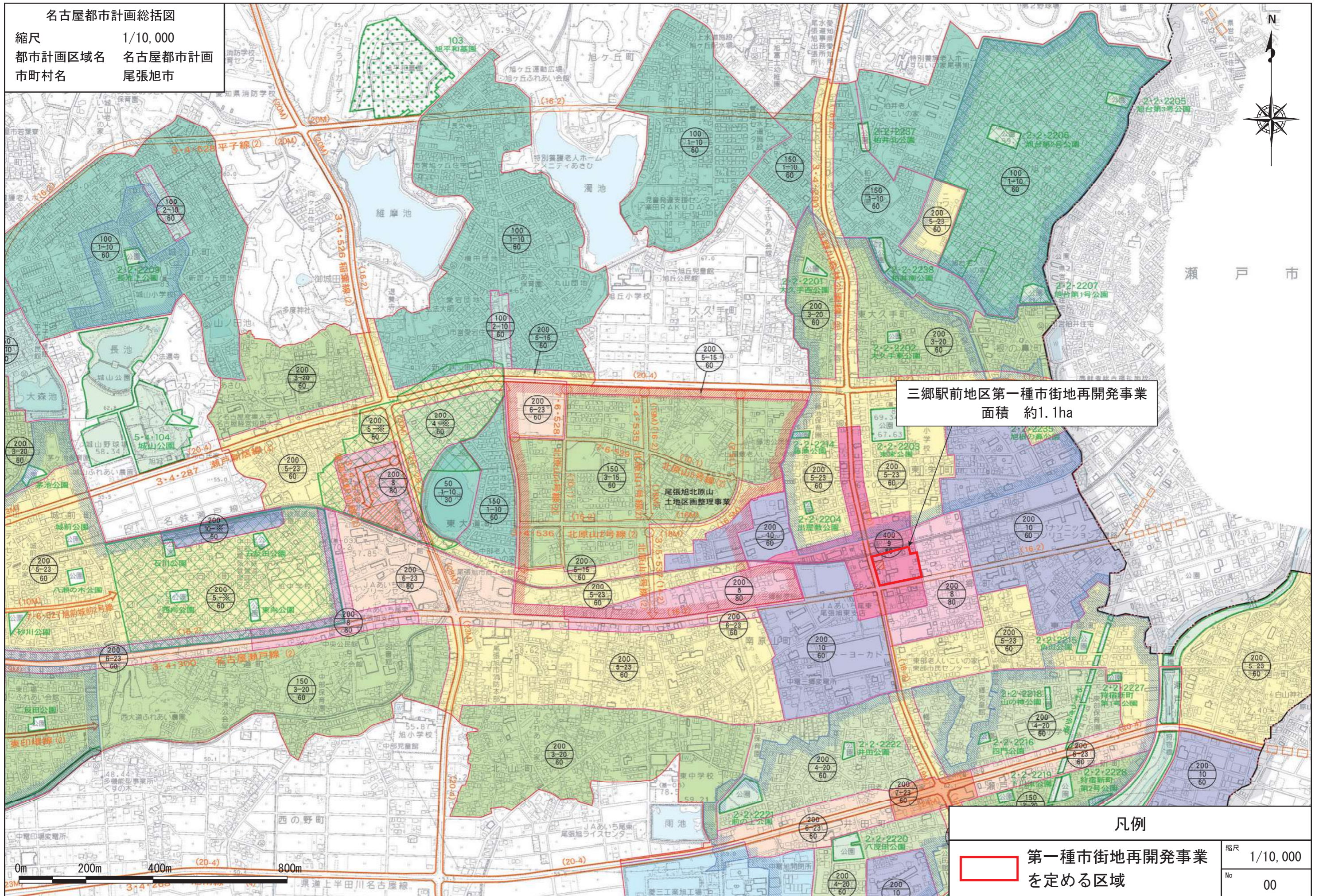
「施行区域、公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用の促進と都市機能の更新を図ることにより、鉄道駅の周辺地区として、活力と魅力ある市街地とするため、三郷駅前地区第一種市街地再開発事業を決定する。

名古屋都市計画総括図

縮尺 1/10,000
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 尾張旭市



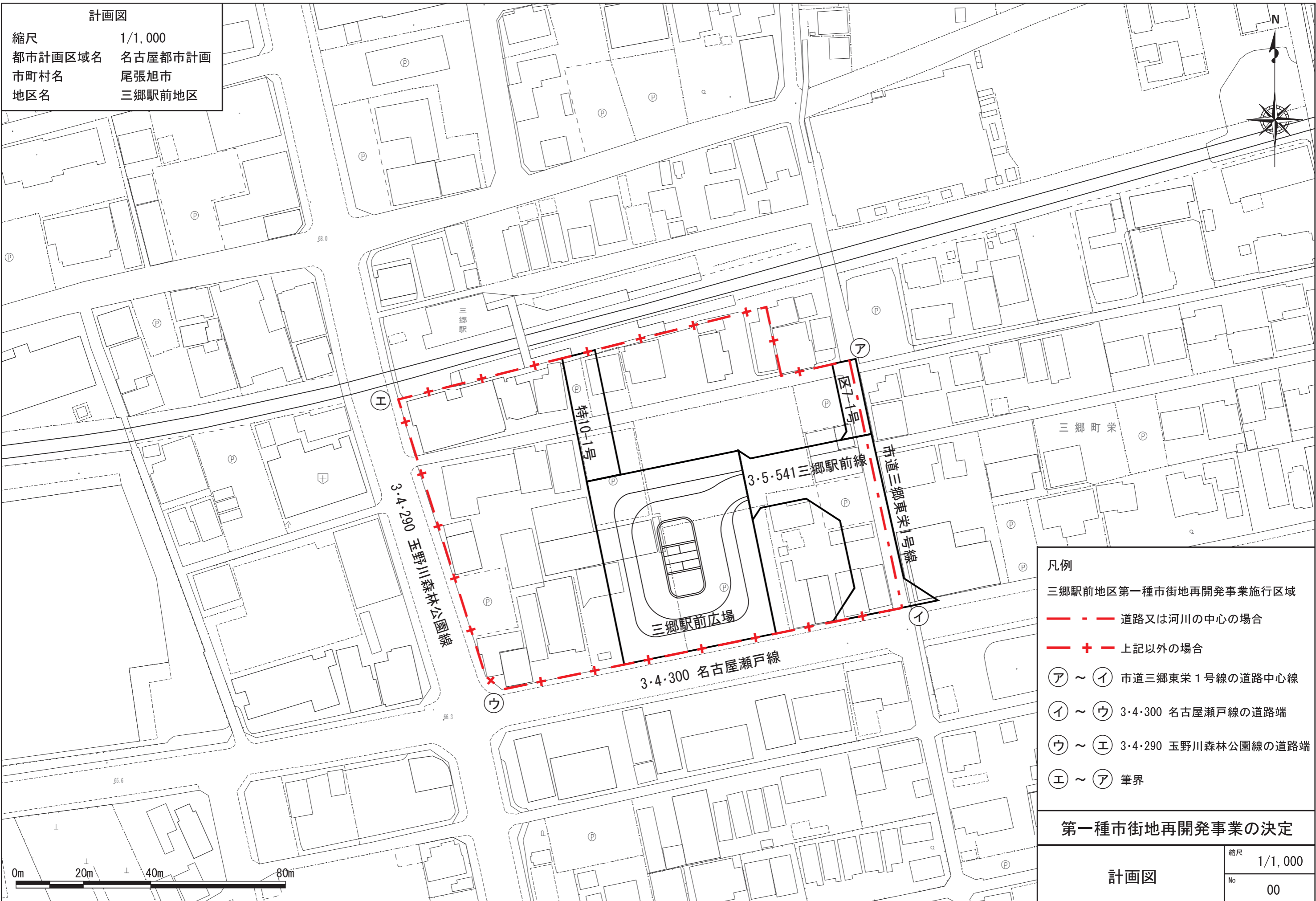
三郷駅前地区第一種市街地再開発事業
面積 約1.1ha

凡例

第一種市街地再開発事業
を定める区域

縮尺 1/10,000
No 00

計画図
 縮尺 1/1,000
 都市計画区域名 名古屋都市計画
 市町村名 尾張旭市
 地区名 三郷駅前地区



- 凡例
- 三郷駅前地区第一種市街地再開発事業施行区域
 - + — 道路又は河川の中心の場合
 - + — 上記以外の場合
 - ア ~ イ 市道三郷東栄1号線の道路中心線
 - イ ~ ウ 3-4-300 名古屋瀬戸線の道路端
 - ウ ~ エ 3-4-290 玉野川森林公園線の道路端
 - エ ~ ア 筆界

第一種市街地再開発事業の決定
 計画図
 縮尺 1/1,000
 No 00